

会 議 録

審議会等名	第7回川西市補助金等審議会		
事務局 (担当課)	企画財政部 政策推進室 行財政改革課 内線(2112)		
開催日時	平成20年9月22日(月) 18時36分～20時20分		
開催場所	川西市役所4階 庁議室		
出席者	委員	井本 洋 土山 希美枝 中井 和久 中川 幾郎 中谷 一彦 渡部 尚史	
	事務局	企画財政部長、政策推進室長、政策推進室行財政改革課長、 政策推進室行財政改革課長補佐、政策推進室行財政改革課主査、 政策推進室行財政改革課主任	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	4人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	(1) 補助金のあり方について (2) その他		
会議結果	(別紙審議経過のとおり)		

審議経過

発言者	発 言 内 容
会長	<p>それでは、少し定刻を過ぎましたが、開会をさせていただきたいと思います。第7回川西市補助金等審議会を開会させていただきます。</p> <p>最初に、事務局さんから本日の委員の出席状況と傍聴人さん等についてのご報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より本日の委員の出欠を報告させていただきます。本日の委員の欠席はなく、全員出席いただいておりますので、本日の審議会は成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に、本日、当審議会を傍聴される方は4名となっております。傍聴におかれましては、審議の進行にご協力をお願いいたします。以上でございます。</p>
会長	<p>はい、ただいま本日の審議会は成立しているというご報告をいただきました。傍聴人の皆様におかれましては、傍聴要領をご遵守いただき、審議の進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議につきましても、おおむね2時間程度とさせていただきたいと存じます。ですので、午後8時30分を閉会の目安とさせていただきますが、時間の許す限り熱心なご討議をお願いします。</p> <p>早速、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、答申案について審議いたします。</p> <p>まず、事務局さんからご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、簡単ではございますが、お手元にあります資料の説明させていただきます。</p> <p>前もって、委員の皆様には、この答申（案）を配布させていただいておりますが、配付後に会長の方とちょっと相談させていただきまして、何点か訂正させていただいた箇所がございます。その部分について、まず説明させていただきたいと思います。</p> <p>まず、4ページをお開きいただきまして、表3の中、訂正させていただいたところが、川西市青少年育成市民会議補助金と、ここは、単なる文字の欠落でございました。</p> <p>次に、5ページ表4の地域活動支援型補助金の関連表、これが、送らせていただいた分には、地域交流連携事業と世代間交流事業について表の誤りがございましたので、訂正させていただいております。</p> <p>次に、6ページの（1）総合型補助金への移行というところの下から何行目か「こうした類似する補助金については」からのくだり、ここについて修正をさせていただきます。</p> <p>次に、10ページになります。5番、公募型補助金と市民による評価への提言についてというところの2段落目、「また、市民による評価の仕組みは」というところを訂正させていただいております。</p> <p>次に、10ページの一番下。「なお、公募型補助金および市民評価については」というところで、「現在検討が進められている（仮称）市民参加条例制定</p>

<p>会長</p>	<p>後の導入が考えられるが」というところを修正させていただいております。</p> <p>次に、11ページ、「おわりに」のところなのですが、後半部分、「しかしながら、地方分権が進展し」以降、「市長の強いリーダーシップの下で展開されることを希望する」という形に修正させていただいております。以上です。</p> <p>ただいま、事務局さんから前もってお渡しいただいておりますものと今、お手元に配付されているものとの間の違っているところについて、ピックアップしてご説明をいただきました。</p> <p>もっと全般、簡単にかいつまんで説明した方がいいかしら。</p> <p>委員の皆さん、いかがでしょう。</p> <p>いきなりもう本編に入りましょうか。</p> <p>それでは、第1章から「はじめに」から「おわりに」まで、少し要約して、サミングアップしてもらえますか。よろしい。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、私の方から説明させていただきます。</p> <p>はじめの部分につきましては、この審議会を設置し、諮問をさせていただいた内容について書かせていただいたところでございます。</p> <p>次に、2番目では、川西市の補助金改革についての流れを。</p> <p>3番目では第二期補助金改革に向けてということで、実際に導入の議論の流れを書いております。</p> <p>4番目に今回の補助金の審議会の方から提言ということでまとめて書いております。</p> <p>5番目に公募型補助金と市民による評価への提言ということになって、おわりにとしてまとめを書いております。</p> <p>では、具体的に本文の方、ページを繰りながら説明させていただきます。</p> <p>1ページ、まずはじめのところにつきましては、先ほど申しましたように、今年6月9日に補助金等審議会を新たに委員を委嘱し、立ち上げたという記載のところから入っております。</p> <p>2番目に、川西市の補助金改革と題しまして、一つ目に川西市の財政状況とそれから行財政改革推進計画の中身について簡単に紹介をしております。大変厳しい財政状況の中で、行財政改革推進計画を定めたところなのですが、その中での補助金改革の位置づけを記載する内容でございます。</p> <p>(2)で、第一期補助金改革としまして、この審議会でも議論いただきました平成15年に答申をいただきました第一期の補助金の審議会の方針を参考にしながら、その概要を説明し、具体的に昨年の状況等を紹介させていただいた中身でございます。</p> <p>次に、3番目としまして、補助金総額と性質的分类としまして、川西の補助金の実際の構成について便宜上AからE区分に分けまして、その内容についての紹介と、それから5年前と今年度の予算の増減を比較し、一定、改革が進んだ中身について説明、紹介させていただいているところでございます。</p> <p>次に、(4)といたしまして、補助金改革の成果と課題として、川西市の補助金総額の動きを紹介するとともに、今回見直しが必要になった中で、実際に評価基準と公表手法の確立が必要となっているなど、一定行政内部での議</p>

論の紹介をさせていただいているところでございます。

次に、大きい3項目目としまして、第二期補助金改革に向けてということで、任意補助金D区分という、今回の対象といたしました補助金について紹介すると共に、実際に川西市が改革を行わなければならないD区分の任意補助金について、その仕分けをさせていただき、表3に記載にありますように、地域活動にかかる4つの補助金を地域活動支援型補助金に、今後検討課題となります設置すべきとされました公募型補助金に、それから表現上こういった形で書いておりますが、従前から残る補助金についてその他事業奨励型団体補助金として紹介させていただいております。

また、この任意補助金としましたその他補助金、本来行政が委託しているのではないと言われるような補助金、それから個人給付にあたるような給付型補助金ということをここで事業奨励型団体補助金と区別し、その他補助金としております。

次に、具体的に次の項目で、地域活動支援型補助金、この分類につきまして、アンケート調査を実施し、その現状分析について現在の補助金の構成とどういった事業をしているかの紹介、それから、アンケート調査の内容についての紹介をさせていただいたところでございます。

その次の項目としまして、先ほど申し述べました行政内部で課題としております内容について、再度補助金の交付・評価基準が必要であるとの方針で、その検討に着手した旨を記載しております。

次、(4)としまして、新たな課題といたしまして、来年4月、平成21年度から公民館、コミュニティセンターの貸し館有料化を実施する予定の中で、現実にその減免というものが、今現在予算決算の段階で公表されていない実態、それから、減免額が現実には補助金の7倍となっている団体などを紹介し、補助金と表裏一体にある減免についても補助金と同様の検討が必要ではないか、また減免というものについての公表の必要性についてここで議論させていただき、補助金の見直しとあわせて、減免の見直しをすべきというご意見をいただいたところでございます。

次に、4番目に、大きく、この補助金での適性化への提言ということで、議論していただいた内容につきまして紹介して取りまとめた内容でございます。

まず、一つ目としまして、統合型補助金への移行ということで、ここでは、地域活動支援型の先ほど紹介しました地域活動支援型補助金につきまして、アンケート調査等を紹介しながら、組織の検討も含めて、補助金を統合し、使いやすい補助金に移行していくべきだというご意見をいただいたところでございます。

次に、(2)としまして、交付・評価基準と評価制度、この交付と評価基準につきまして、今回新たな視点も加えまして、交付・評価基準をまずどういった観点から公益性、公平性、効果性、公共性の4点からそれぞれの評価する内容について、議論があった内容を紹介させていただいております。

次に、それを実際に運用する段階では、どのようにしたらいいのだろうかということで、行政が行いますPDCAサイクルの中で、細かいチェックがいる

だろうという内容を取りまとめております。

具体的な項目につきましては、ここで審議会の中で、この前議論していただいた中身について文書に置きかえた内容ですので、後ほどまたご議論いただいた中身と表現が不一致になっているような点がありましたら、ご指摘いただけたらと思います。

なお、前回の審議会でもご議論いただいた中身のところがここでは紹介されておまして、この部分については、今後も検討を進めるべき内容については、そのまま残した形にしております。

次に、5番目。公募型補助金と市民による評価への提言ということで、これにつきましては、先ほど紹介しましたように、川西市においては、きちっとした形についてはおかしいんですけど、システムとして公募型補助金については、まだ成立しておりません。これにつきまして、先進事例等を参考にして、仕組みをつくっていくべきということで、それとあわせて、市民評価の仕組みの必要性、内部評価の重要性についてご議論いただきました。その内容について取りまとめた内容を5番目の提言としてあげております。

次に、6番目におわりにとということで、答申のまとめにあたって、それぞれの総括した内容についての紹介と、今後、その補助金の必要性、それから今後のあり方について取りまとめた内容としております。

それが、最終的な収支均衡の実現に向けたものになるようにという言葉で締めくくった内容でございます。

最終ページには、審議経過と川西市の審議会の委員名簿をつけております。

非常に簡単ではございますが、流れる的には、そういった内容で取りまとめをさせていただきます。

以上でございます。

会長

はい、ありがとうございます。

それでは、これの審議の進め方ですが、二つ方法があります。幾つかのブロックに分けて、全員で残っている時間を時間配分しながら進めていくというやり方と、お一人ずつ一括してまとめてご意見をいただいて、そのご意見をいただき尽くしたものを第2ラウンドでもう一度議論して、各ページにどう反映させるかを議論するというのとありますが、いかがいたしましょう。

もうお気づきの点がありましたら。

それでは、いつもの順番といたら失礼ですが、お気づきの点、ございましたら。

委員

今までの非常に混沌とした議論の中から、よくここまで整理できたなと感心しております。恐らく、事務局、大変だったんじゃないかなと思いますし、また、会長は相当助言をしているんじゃないかなと、その大変なご苦勞を察したいと、まず、そう察したいと思います。

私が、前回の補助金の答申を見たときに、不満なところが2点ありました。

一つが、補助金の受け手の方の観点が欠落している。それから、もう一つは、非常に言葉にあいまいな、はっきりしない言葉を使っておるなど。それが、公募型補助金。これは、前の答申で、ほかのことでは非常に親切な注が入ったり

	<p>しているのが、公募型補助金といきなり出て、あまり注釈もないわけですね。だから、ほかの委員さんは知っておるかもわからんけど、私は、この会に出て初めて知ったわけで、そういう訳のわからん言葉をそのまま放っておいていいのかと。これは、第二次答申というのは、第一次答申との整合性も必要とされるから、大きくかわることはできないだろうと思うんですけども、少なくとも、僕の理解する限りでは、市民発案型補助金かなというような感じがする。それだけで言い尽くせる、それだけのもんなのかなと。ちょっとあいまいな言葉だと、公募型補助金。だから、もしこれをここには、解説的にチャレンジ型とか、チャレンジ型の補助金としている。新たな試みに対して補助を行うと。チャレンジ型の補助金を創設するというふうに書いておるから、これは、市民がチャレンジするんだらうかと。そういうように理解はできるわけですが、依然として、この公募型補助金というのは、僕は市民権は得ていないと思う。だから、今度、書くためには、何らかの説明をするか、定義づけをするか、注釈をつけるか、何かしないと一般の市民は公募型補助金とは何のことかわからん。恐らく市長もわからないでしょう。</p> <p>だから、そういう面で、今回は、地域活動を活性化するために新たな試みに対して補助を行うなど、チャレンジ型の補助金を創設すると書いておるから、かなり具体的にはなっておるわけですよ。</p> <p>意味不明な言葉というのは、やっぱり親切に注書きするとか、定義づけするとか、何とか手を入れてもらいたいと思いますね。</p> <p>これ、僕が聞かれて、これどういうあれで補助金ですかと聞かれた場合に、恥をかくようなことになる。</p> <p>だから、これは、何とかならいのかという感じ、いまだにしますね。</p>
会長	<p>今、おっしゃっているのは、チャレンジ型の補助金の前にもうちょっと説明を入れた方がいいということですかね。</p>
委員	<p>そうです。公募型補助金、いきなり出るのはまずい。これについては、定義づけははっきりせんと。一般の市民はわかりませんよ。</p>
会長	<p>D区分の中でも、公募型補助金とその他事業奨励型団体補助金、その他補助金とちょっとわかりにくくなっていると、こういうことですね。</p>
委員	<p>ええ、だから、最初に出たときに、何らか手当をしないと。だから、僕は2回も聞いたんです。事務局に1回聞いて、会長に1回聞いて。それでも、何かもう一つやなと思って。だから、公募というと、市がテーマを出して、それについてやりたい人は寄っておいでという形の感じがするわけですよ、どうしたって。市民発想型っていう補助金っていうなら、これはイメージがはっきりわかる。公募型補助金っていうと、イメージが沸かない。</p>
委員	<p>提案型とか提言型、そういうことをいうんですか。</p>
委員	<p>そうです、</p> <p>市民が提案すると。そういうようなイニシアティブをどっちをとっておるんやという問題もあるわけです。</p>
会長	<p>これ、また僕頭ぼけてきましたけど、前回もちょっと議論しましたよね。公募型補助金という言葉の中で、市民の方が、委員がおっしゃったように、イニ</p>

	<p>シアティブ握って、自主的に発案提案して、審査してちょうだいというやつと、行政が総合計画などを受けて、こういうことを市民は何か協力してやってほしいんだという、自由型とテーマ型とふたつあるでしょうと。その完全自由形なのかという話をしましたね。あの辺は、この説明の中では、どういうふうに反映される形です。</p>
委員	<p>片一方はないんだというなら、ないんでええのですけどね。</p> <p>特に、この今ここに書かれている公募型ってどうやったっけな。</p> <p>枠として、これ説明ついておるから、何となく、市民がイニシアティブとるんかなという感じ。</p>
会長	<p>そのままとれますね。</p> <p>ちょっと、注釈要りますね。</p>
委員	<p>要りますよ。</p>
事務局	<p>今みずから会長おっしゃっていただいたように、テーマ型で設定するのか、あるいは自由な市民からの発想に基づいたものを採用するのか、決定はしてありませんけども、やはり他の自治体を見ておりましたら、どちらもありと言う傾向が強いというふうに思います。</p>
委員	<p>どちらの方が。</p>
事務局	<p>つまり行政側からテーマ設定をして、そういう団体を公募をかけていくといったことと、全く市民側からの発想を行政の方が支援をしていく。どちらも公募型となっています。</p>
委員	<p>だから、余計あいまいなんですな。</p>
事務局	<p>ですから、その整理がそこで明確にしておくというのがあるだろうと。</p>
委員	<p>だから、二つあるなら二つあるで構わんです。構わないけど、それを聞かれたときに僕はよう答えん。あんた、審議会委員だったんでしょうと。これ、名前出ておるから、聞かれますよ。名前消してもらわないと。</p>
委員	<p>これは、これまでのいわゆる先進地というか、公募型補助金等を実施している実際の動向については、会長の方から説明聞きましたですね。神戸とか、寝屋川とか、いろいろ。そういうところでは、公募型補助金という当然、言葉は使っているわけですね。注釈とか、逆に言ったら、役所がテーマ別に設定している場合と、それぞれ二通りあるんだよという、注釈か何かつけてますか。神戸でも寝屋川でもいろいろ。</p>
会長	<p>注釈つけなあかんと思われるのは、豊中ですよ。豊中は、コンパルソリーとフリースタイルと二つありますね。</p> <p>神戸なんかの場合は、年度ごとにテーマを定めて、例えば、ことしは環境と芸術なんです。これについて応募してくださいというのと、もう一つはフリースタイル。ちょっと時期をかえて、違う時期に応募をかけて。だから、神戸もコンパルソリーとフリースタイルですね。それはあります。だから、それをちょっと書いたら。後ろの方に説明書き入れてもいいし、例えば用語説明。注釈のような形。</p>
委員	<p>いずれにしても、ここでそのうちのどれがいいという話はありませんし、なので、するとしたら、また別の審議の過程が要ることになると思いま</p>

<p>会長</p>	<p>すので、他市ではこういうやり方をしているところがあるというような書き方で、ちょっと別のところで説明して、注か何かで後ろの方に、こういうふうなやり方を一般的に公募型補助金といって、大きくは、こういうやり方があると。</p> <p>ただ、ここでは、それを全体としてさして、特定のをまだ念頭に置いているわけではないと入れていただく。それが、別紙でもないですけど、別注みたいな形で。</p> <p>その方がわかりやすいし、逆に、固定のイメージを与えないでいいと思います。</p> <p>これが、そこまで明確な記述が控えられたのは、10ページの下から3行目が、今すぐやるというわけじゃないと。市民参加条例制定後の導入が考えられるということなので、あまり詳しく書かなかつたんじゃないかなと思うんですけど、やっぱり最初の方に公募型って出てくるから、説明しておかないと、市民参加条例が導入されたとき、どういうふうに応用されるのかというイメージも出てこないよね。やっぱり入れましょうよ、説明を。さっきのコンパルソリーとフリースタイルと二つあるというのを入れておきましょう。</p> <p>先進市ではこういうことをやっておるといふのを。</p> <p>それでは、次どうぞ。</p>
<p>委員</p> <p>会長</p>	<p>全体的には、本当によくこれまでの話をつまんでいただいて、できているなと感心しておるんですけど。</p> <p>ちょっと細かいところに、ちょっとありますけども、一つは8ページの公共性の④の中の3)ですけども、この表現が、ちょっと非常に僕としてはわかりにくいなという感じがします。そのわかりにくい部分で言いますと、「ただし、社会的マイノリティな団体に対する補助については、他の基準の立証を行政が行うことを前提として認めること」というふうにありますけども、具体的にいうと、他の基準の立証というのがどういうことをおっしゃっているのかというのが、ちょっと概念としては、私の中では出てきません。</p> <p>それから、もう一つ、ちょっと引っかけるところは、11ページのおわりにというくだりがありますが、3行目から、「これは諮問から答申までの期間が短かったことも関係するが、補助金が様々な行政活動の一つの手段に過ぎないことも影響している」と、あえて、行政いろいろ仕事があつて、補助金というのは、要するに行政の仕事のone of themでしかないんだよという、こういう表現をすべきかどうか。ちょっとこういうネグレクト、ネガティブな感じな言い方は、ちょっと引っかけますね。</p> <p>ですから、言いたいのは、事業奨励型団体補助金に限定して審議を行なったということをお願いわけですから、例えば、私、ちょっと個人的に考えたのが、例えば、上の2行で、「対象を」で点をして、市民の各種活動と深いかわりを持つ事業奨励型団体補助金に限定して審議を行ったと。そういうような感じにして、あと2行は、これは、「過ぎないことも影響している」これは不要だなと、ここの2行は削った方がいいんじゃないかなと今、ちょっと細かいところで恐縮ですが、そういう感じがします。</p> <p>なるほど。</p>

委員	<p>最初の意味は、どういうふうな。</p> <p>議論したのは、特定多数の第三者利益論でいくと、ポピュリズムに陥る危険性を排除できないでしょうと。大衆迎合式ですね。パシズムに対して抵抗できないよということでしたね。少数者に対する。</p> <p>多分、社会における少数者を支える、例えば少数民族か、障害を持つお子さんたちの親御さんのグループだとか、そういうところで、事業的にはどうやってもペイはしなくて、そういう意味では、対象はすごく少ないんだけど、公益性が高いものについては、それは、排除しないべきであるということじゃないんじゃないかなと。それは、恐らく、私もちょっとここはチェックしてて、実は、この公共性の1番とかぶるんですが、改めて書いてあっていいことなのではないかなと。補助金のところなどに関して、話をしていたときに、どうしても事業をやっても、本当に対象が少数になる、なぜならば、社会的なマイノリティ、社会的な少数者の方は、その母数そのものが少数なので、どうやってもペイはしないと。しかし、公益性で大事なことだし、マジョリティなためにだけ、何かが使われるべきということではなくて、そこにはその社会的価値を尊重すべきだというような話をしたときのことなんじゃないかなと思うわけですが。</p> <p>それで、ちょっと私も、すみません。私もちょっと拝見してて、こういうふうな表現にしたらどうかなというふうに思ったんですけども、「ただし」の下に、「社会的マイノリティな」というのを、「な」もちょっとおかしいので、「社会的マイノリティな」を切っていただいて、「社会における少数者を支える活動を展開する団体に対する補助金については、1)を踏まえ、他の基準の立証を行政が行うことを前提として認めること」と。「1)を踏まえ」と入れまして、④の1に帰らせていただきますと、ここもちょっとこうしたらいいかなと思ったんですが、「公共性が」の後ろに、「特に」を入れていただいて、「特に高いにもかかわらず、補助金がなければ実施され得ない」すみません、細かくて。「サービスの提供者」をカットして、「サービスの提供については、」「へ」は切って、「補助を行うべきであり」ここでその「純粋な民間活動」が入ってきてしまうので、そこで一応、このままこれを生かすのであれば、「一方」というふうに入れた方がいいんじゃないかなと思いました。前半部分については、先ほど申し上げましたような、公共性が物すごく高いけど、事業としては難しいんだよというところに対してお金を出すべきだと。そうではなくて、純粋な民間活動、企業の活動に対する補助は不要ではないかというくだりだと思いますので、そのように文脈を強くしました。</p>
委員 委員	<p>もう一回読んでください。</p> <p>最初から読み下します。</p> <p>「公共性が特に高いにもかかわらず」「公共性が」と「高い」の間に「特に」が入ります。「補助金がなければ実施されない」のを「され」と「ない」の間に「得」が入ります。「実施され得ない」「サービスの提供」「者へ」というこの二文字をカットしていただきまして、「サービスの提供については、」「補助を行うべきであり」これは一緒です。「純粋な民間」の前に、「一方」を入</p>

	<p>れていただいて、「一方、純粋な民間活動への補助は不要であること。」ペイしなくても公益性が特に高いというふうに判断されれば、すべきであるし、そうではなければしないべきであるという、その意味だと思しますので、それをちょっと強くしてみました。</p>
会長	先ほどあったそれを受けて、公共性の3) がかわるわけですね。
委員	はい。なので、それに適合する範囲で、社会的な少数者を支える団体に対する補助というのは、事業としてペイしなくてもあり得ると。
委員	その書き方が、「ただし、社会における」
委員	少数者、マイノリティでもいいんですが、ちょっと前回カタカナがという言い方がありましたので、漢字にしました。「社会における少数者を支える活動を行う団体に対する補助については」あるいは、「団体」ではなくて、「少数者を支える活動に対する補助については」の方がわかりやすいかもしれません。
会長	活動に対する補助については
委員	1) を踏まえ、ということは、公共性が特に高いけれども、補助金がやれないということであって、その基準が、そのことが明確であれば、補助を出すことを認めますと。
	「他の基準の立証を行政が行うことを前提として認めること」立証っていう言葉はちょっと問題があるかなと思うのですが、文意としては、この文意の方がわかりやすいかなと。
会長	今、「他の基準の立証を」からは生かすんですか。
委員	「他の基準の立証」ということについて具体的に何か出てきたかという、難しいと思うんですけども、1) を生かさないということであれば、1) を明らかにしつつ、「1) を行政が明らかにしつつ補助を行うことを可能とする。」あるいは、「1) の要件を満たした場合には」でしょうか。
会長	それがどこに続くかな。
委員	「満たした場合には」
会長	「認めること」
委員	そうですね。「補助を認める」と。
会長	行政が明らかにするというのは、ちょっとげげんやな、やっぱり。
	「ただし、社会における少数者を支える活動に対する補助金について」
委員	「は、1) を踏まえ、行うこともできる。」
会長	「1) の要件を満たした場合には、認める。」
委員	「1) を満たすと判断できる場合には認める。」
会長	そういう言い方やね。
委員	「認める・・・基準の立証を行政が行うことを前提として」というのは、これは、カットですね。
委員	とった場合のバージョンです。それで皆さんがよければですけど。文章をいじるとすると、はい。
委員	これは、僕も引っかけたんですよ。「行政が行う」というのは、行政が行わなかったら認めないわけでしょ。
会長	どうも、これ変やな、これ。

委員	<p>市民的立証でええんちゃうかな。 ちょっと参考にして・・・。</p>
会長	<p>僕が考えたのは、「行政が他の基準により担保できることを前提に」という。 他の基準。</p>
委員	<p>「他の基準」というのは。</p>
会長	<p>1) だけ。</p>
委員	<p>このいずれにしても、委員さんが問題にするのは、「他の基準の立証を行政が行う」って、これ非常に難しいこと。</p>
会長	<p>難しいな。</p>
委員	<p>丸く丸く、丸く言うたら、「他の基準により、担保できる」っていうことかなと思って。それをもっと具体的に言ったら、さっき言ったことになる。</p>
	<p>これは、ちょっとネガティブなところで。</p>
会長	<p>ここについては、事務局、何か意見ありますか。</p>
	<p>こういう趣旨やったんやという。</p>
	<p>今すぐ答えられそうもないな。</p>
	<p>これ問題二つはらんでいるんです。一つは、市場の欠陥、マーケットフェリアによって、民間ベースでは全然供給されないサービスであり、なおかつ政府ベースで供給するにしても、専門性が高くて、供給されないというサービスが中にあるんですよね。特に、中小型自治体とか、へき地の自治体とか、遅れている自治体に多いんだけど、これは。市民の力が衰えてるというか、あんまり頑張ってくれてないところが多いんですが。そういうところは、むしろ、この補助金を差し上げないとやってもらえないというやつですね。そういう市場の欠陥を埋めるという公共サービス、逆に、本来政府の仕事ではないよ、ないけれども、マーケットベースの仕事じゃ、全然無理ですよというやつもありますね。もう一つは、政府の仕事なんだけど、政府にその能力がないから、政府供給ができないんですよというのもあるんですよ。これ、二通り補助金の対象になるんですね。それが抜けてしまうよということやね、これ。それを押さえましょうというのが1番なんです。</p>
	<p>3番が、その原理とはまた別に、不特定多数のという例の古典的第一義的定義でいくと、多数原理とか、不特定原理でいくと、排除されてしまうのが、少数者の問題だったでしょという反省をここで入れましょうということを前回議論しましたよね。それを聞き留めて、一生懸命書いてくれはったんやけど、このところでよけいに難しくなっちゃったなという、それを、その二つをちょっともう一遍整理しましょうか。</p>
	<p>1番の問題と4番の問題、ちょっと違うんですわ。4番は、多数原理でやりますよと。これ有効性の問題なんですよね。拡大的有效性。ところが、一方で、マイノリティの問題を無視してしまう危険性がある。これを何とかクリアしたい。1番は、これは、さっき言うた、マーケットフェリアとガバメンタルフェリアと両方に問題があって、それがどっちもよう供給しませんって言ったときに、市民が供給できる時にはやってもらいましょうというやつですわ。この間事例で出てたんが、例えば、子ども読書活動の民間ベース版というのは、これ</p>

だという話出ましたね。図書館の司書の数少ない力ではとてもアウトリーチして現地に出かけて、読書活動支援なんかできませんと。蔵書整理とデファレンスサービスでもう手いっぱいですわって言ったときに、本来ならば政府の仕事としてやらないかん教育活動なのにできない。民間のお母ちゃん団体にお願いしますとって、これはやっぱり補助金でやらなあかんのちゃうのと。むしろ本当は委託料かもしれんよというのが、これが政府の欠陥の場合や。政府の方には、それだけの文部科学省の指導要領にも活動基準がないよっていった場合です。でも、市民はやってほしいって求めてるっていった場合は、市民責任としての補助金をやるべきであろうと。どちらの判断でもいい。

そういう議論をここで1番で表現したと思うのね。

もう一遍言おうか、事務局さん。大丈夫。

1の問題は、市場の欠陥、もしくは政府能力の欠陥を補完する話ですと。政府能力の欠陥の場合は、委託料なんだけども、本当はね。ところが、市場の欠陥の場合だったら、民間ベースだから、これ補助金なんだと。ただし、これは、補助金がなかったらもう消滅します。絶対に供給されません。ということを見落としてはいけない。

4番の問題は、マイノリティな問題を忘れてはいかん。それをちょっと補強しましょうか。

最後の方の委員がおっしゃった最後の方の2行カット。一遍2行カットしてみましよう。言い訳する必要ないと思う。むしろ、言うとすれば、ごめんなさいね。「審議会では、すべての補助金を精査することは、せずいうのではなく、前回審議会において、幅広く論議した補助金のうち、必ずしも補助金というものに該当するものばかりではなくて、例えば、区分を見てもらったらわかりますように、区分A、B、Cについては、行政の裁量とか、あるいは経営努力によって、可変的にかえられるものではないということが明確だと。むしろ内部努力によって、効果性、経済性を追求できるのは、D、E区分であったと。その前提から、今回は、D区分を中心としたと。なぜE区分を外したかというのと、これは、本来は委託料の性格であったからだと。そういう整理をしてもらったかどうか。このまとめの部分は、せつかく2ページでそういう整理をしているんだからね。

だから、ぎょうさん課題あるねんけど、Dしかしまへんでしたという意味じゃなくて、Dが一番大事なんだというふうに絞り込んだ説明にしておいたらいの違います。

それから、これも委員おっしゃっていたように、補助金が様々な行政活動の一つの手段に過ぎないことも影響しているという文章はちょっと意味不明なのは、多分この補助金の中には、委託料的なやつもあるし、たくさんの要素があるけども、そのなかのほんのわずかな部分を議論したんですよという言い方になっているからでしょうね。

この二つは一遍外しましょう。

すみません。人の意見のところに口を出して。

Dのその他、あまりだったところが残っているんですよというメッセージが

委員

	<p>入っているのかなという気持ちもあって、いつかはこれもやらなきゃいけないけれど、これは、ただ基本的には政策的、政治的判断の部分で残っちゃってますよねということをどこかニュアンスで入れてあるところだったのかなと思いますながら、ちょっと読んで見たんです。</p>
<p>会長</p>	<p>ここのDを集中的にやっただと。2ページのDを集中的にやった。</p>
	<p>それを4ページ目の仕分け表で見て。</p>
<p>委員</p>	<p>事業奨励型団体補助金に入って、その他事業奨励型団体補助金になっているんだけど、ちょっといろいろ、ここをやると、また別にやらなきゃいけないかなという部分のある政策政治的判断のあった、逆に言えば、その部分がちょっと残っているよねという部分があったのかなと思っていました。</p>
<p>会長</p>	<p>それは、将来的に市民評価の対象にするべきだというふうにつないでいるんですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>今回は、ここをじっくりやったけれども、ターゲットとしてはここもあるんだよという。</p>
	<p>それはただ印象論なので、入らなくても。それがこれだったかなと。</p>
<p>会長</p>	<p>言うている意味は、ここの4ページの表3任意補助金のD区分仕分け表の中の上から6番目のその他事業奨励型団体補助金、これ従前型補助金と先ほど説明ありましたが、これについて、今回議論はしていないというのは、将来的には、これも公開、評価の対象とすることは、当然望ましい。しかし、それについては、当面は、「監査制度等、他の行政評価制度の仕組みとの役割を明確にしつつ導入を行う必要もあるものとする」という10ページの公募型補助金と市民による評価への提言につないでほしいということです。どうも切断されている感じがする。</p>
	<p>だから、また市民による評価の仕組みは、公募型補助金およびその他事業奨励型団体補助金も射程に入れつつとか、視野に入れつつとか、何かそういうのを入れた方がいいんじゃないかな。</p>
	<p>今は触らへんけどって言って、はっきりこの間言うてますからね。</p>
	<p>いつまでもブラックボックスにはならへんよねって話だった。</p>
	<p>将来的には、だから、市民評価の対象に持っていきべきでしょうということやね。だけど、今は、監査制度および他の行政評価の仕組みの中で検討していただきたい。内部評価で結構ですよということですね。</p>
	<p>そこは、何か委員は切断されている感じがするとご指摘がありました。</p>
	<p>それでは、次の方どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>立派な仕事やられてありがとうございます。</p> <p>まず、タイトルなんですけど、「第二期補助金改革に向けて」「第二期」って言うてるんですけどね、前期のときには「第一期」って言ってないんですよ。これ第二期って。第二期って書いてあるでしょ。一期、二期と、期限は、一期は例えば平成15年から20年ですか。一期、二期いうと、期限が出てくると思うんですよ。二期というふうに言いますと。この第二期はいつまでなんか、全然始期と終期が出てないような感じがしまして。ただ、21年度に貸し館の有料化があったり、市民参加条例が出てきたりして、23年には市長さ</p>

	<p>んがおっしゃっている収支均衡実現ということをおっしゃってますから、第二期というのならば、これは20年から25年までなんですか。一期、二期、これ今までの答申では、じゃ、第三期、いわゆる今回事業奨励型中心だから、じゃ、それ以外の第三期というものも視野に入っているのかどうか。今まで一期、二期ということの位置づけを行政としてされていたのかどうか、ちょっとそこをよくわからないんです。だから、タイトルに第二期補助金改革という言葉が出てきて、あとのところに第二期、第二期と出てますんで、第一期、第二期、第三期という流れの中でいうならば、15年度が第一期だって、今度は第二期だと。そうすると、一期5年計画なんですか。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>だから、これ5年ということ想定しての第二期なのかということがまず一つわからない。</p> <p>まずそれについて教えてください。</p> <p>それにつきましては、1ページ目の冒頭の部分で、前回の審議会の答申に基づいた改革を第一期と。その後、今回の審議を第二期。意味としては、次のステップに入ったという意味なんですけど、ここで一期と二期という定義。前回のものを第一期、今回のものを第二期ということで定義づけた内容になっております。特に期間については、前回のときに5年という、補助金の見直しスパンだけ表示されたということで、特に実施期間というものは、前回の5年とかいう経緯はありませんでした。</p> <p>次のステップっていうような意味で、第一期、第二期、前回と比較するためそういう表現を使った次第です。</p>
<p>会長</p>	<p>我々の答申は第二期改革に向けてということをお答申するわけですね。当委員会としては。当委員会としては、企業が前回は第一期といたら、今度は第二期という、非常にアバウトな言い方でしょ。</p>
<p>委員</p>	<p>ちょっと行政がよく財政再建として第一期、第二期、第三期と期限を設定して、それで目標を立ててやっていくということは、よく私たち、今までやってきたんですけども、前回は第一期で、今回第二期って、ちょっと5年経ったから節目だからということ、じゃ、第三期は当然今、事業奨励型以外をしていかない、次のテーマとして出てくるのかというのを一つ推測するわけなんですけど、そういう意味での第二期なのか、単に前回は第一期とって、便宜的に第二期とっているのか、それはよくわからない一つですね。それは、言葉にこだわって恐縮ですけども、そう思います。</p> <p>次に、6ページに補助金の適性化に向けてという、適性化というのは、役人の発想で恐縮ですが、適正化法と言うのは、僕が役人をしていたときに、ある市長が通産省から助成金を受けて建設したが、企業が来ないから、それを福祉施設に転用したと。通産省から補助金の適性化法に基づいて、適正な指導をなささいという厳しいことを受けた記憶があるんですけども、適正の反対は不適正なんですね。今まで、川西は不適正なことをやってないんで、私ら今、高度化とか効率化とか、そういうステップすることですね、これは、適性化という表現は、悪いことをよくするという、適化法でいうていると、法律のルールに反した場合には、補助金は返させますよと、何年以内には。そういうことから</p>

<p>事務局 委員</p>	<p>すると、適性化という表現は、いかななものかなという、第二点です。これは、8ページのこれは、下の運用方針、Plan Do Check Action、これは、我々Plan Do Seeなんて、よく勉強したんですが、これはええんですね。</p> <p>PDCAが最近ですね。</p> <p>いいんですね。</p> <p>それで、9ページの公益性で、100%補助する必要があるものは、市が直接事業化できないかを検討すること。これ現在100%補助の枠はかなりあるんですか。</p> <p>9ページの公益性の2)の「100%補助する必要があるものは市が直接事業化できないかを検討する」という、ここですね。</p> <p>実はね、ある市町は、100%助成しても、行政がやれる淘汰的に効果が上がるものがあると。ただ、人件費が安かったり、自由に発想できるからということで、大いに100%補助をやるべきじゃないかということを会議でおっしゃっておられたんですけども、ここでずばり100%補助するものがあるのか。あるんですかね。あれば、今後市としては、直接化していくということなんですか。</p> <p>僕はむしろ、100%助成で、市民参加を募っていくということも、この作戦としてはあり得るのかなと思いました。</p> <p>9ページの下の方の公平性ですね。「補助金支出の継続期間は5年とする」と。別に5年としたこと、2年でも3年でもええんであって、これ、次に、ただし、必要があれば延長すると書いてるけど、短縮することは書いてないのですか。これ原則なん。継続期間5年とする。</p> <p>大体、5年としなくてもいいと思うんですが。2年でも、3年でも目的が達成したら、終わったらええと思うんですけども。原則。ですから、ただ、後半ただしということで、延長することは書いてますけど、短縮することは書いてないものですから、言葉だけですけど、気になりました。最低とか。</p> <p>それから10ページの透明性の「市民評価は（第三者評価）」この第三者評価という言葉いるのかな。第三者みたいなこと言うな、無責任なことによく使われるんですけども、10ページの下の方では公募型補助金の市民評価が出ますから、（第三者評価）とったらどうかな。要りますか。</p>
<p>委員 委員</p>	<p>10ページの②の「市民評価（第三者評価）」市民評価の方が。</p> <p>第三者、この前も議論というか。</p> <p>もう一回蒸し返して恐縮なんですけど。</p>
<p>委員 委員</p>	<p>市民評価と第三者評価、ちょっと違うような感じですね。</p> <p>括弧で結びつけ。</p> <p>義務づけた市民というあれと、第三者としたら、やっぱり学識経験者、第三者あまりいい言葉じゃないというような指摘もありましたけども。市民というのは、同じ立場の市民というのは、川西市民という、限定して考える場合もあれだし、私は市外ですので市民と言えるかどうかは別にして。市民という言葉と第三者という言葉は、必ずしも受ける意味合いがイコールと、ちょっと私たちは思わない。</p>

委員	括弧で書いている意味は、第三者評価。
委員	これまでは、第三者っていう言葉はあまりよろしくないという意見があったりして。
	割かし、第三者というのは、言葉として第三者というのは、あまりよくない言葉もありますよね。だから、第三者にゆだねるとというのは、第一当事者と第二当事者があって、要するに立会人みたいなのが第三当事者である場合もあるし、市民とは無関係な立場の人という意味にも。市民イコール第三者という、イコールの評価ができるのかどうかという。ちょっと私もちょっと。
会長	これは、文章の後の内部評価にゆだねるという言葉と対応させるのやったら、外部評価を導入するということですよ。
	外部評価（いわゆる租税負担者市民）、補助金受給者市民というのかな、被交付市民、それから、学識経験者、行政等の四者構成による外部評価機関を導入するという説明をしたと思うねん。
事務局	それ、10ページのところに同じフレーズが出てきます。
会長	それで言うてるでしょ。
	だから、この説明を上を持ってきたらええのとちゃう。
委員	そうですね。
会長	外部評価（下記、公募型補助金と市民による評価を参照のこと）とか。そうしたら、説明がすきっといくんちゃう。
委員	言葉だけ、適正化という言葉だけ非常に外していただきたい。
	適性化ばかりやってきておるんちゃうぞ。
会長	不適正になっちゃうわね。
委員	不適正なことやってきたんかという、誤解を生みますし。第二期という言葉も何か、どういう意味で、もう少し事務局の方の考え方を教えていただきたいというふうに。
	適正化法に反するようなことはしてないですね、川西は。
委員	多分、全国総合開発計画の次が新総合計画になってきたように、ただ、私たちもこの補助金改革審議会の中である前回の前回のといいながら使ってきましたので、ただ、新っていうことを使ってしまうとその新の次がまた新々にならないといけなくなってしまうので、補助金改革、今後もあり得ることがあるという意味で。
会長	だから、第二期というのがおかしいねん。
	第二次ですね。
委員	期と次の使い分け。
会長	だから、第二次にしておいて。
委員	それじゃ、前は第一次やね。
委員	結果的には。
委員	今回二回目だから、一回目のとは前回と呼んでおったけども、それと区別するためにそういう数字を使ったら、前は一と呼ばざるを得ないという雰囲気、一期とするか、一次とするかと。次は三が出てくるやろうから。
事務局	すみません。それでは、今の第一次、第二次という表現に改めるということ

	<p>で。</p> <p>ただ、2ページで、実際に予算削減を行った内容のところ、答申と別に補助金改革第一次、第二次というようにちょっと使っておりましたので、その部分の表現をちょっと削除させていただいて。</p>
会長	<p>これは、第一次補助金改革じゃなくて、第一回補助金改革やで。</p> <p>第一次補助金改革の答申を受けて、一回目やり、二回目やったわけでしょ。</p> <p>第一次答申に基づく第一回改革。第一次答申に基づく第二回改革と書いておいたら。</p>
委員	<p>それから、3ページの3の第二期補助金改革に向けて、突然、任意補助金ってくるんですけど、ここにイントロがあるような感じがする。先ほどの議論も含めて。突然、任意補助金、ここからが、3の非常に大きなフレーズなんですけども、突然、任意補助金(D区分)ってきてますんで、この流れが、ちょっとイントロというのか、先ほど委員おっしゃったようなことも含めて、考え方を少し書いたらどうかと。</p>
会長	<p>そうですね。</p> <p>全般にA区分の27億円、6億8,000万から27億円、左で説明してますよね。2ページでね。これ、どっちかと言うたら、D区分のところにもう少し罫線を太くしてもらったらええのとちゃう。罫線。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>それから、適性化というのは、今、どうおっしゃいましたかね。効率化。</p>
委員	<p>補助金改革に向けての提言。これも第二次補助金改革。</p> <p>じゃ、第二次補助金改革ですか。大きなタイトル、補助金改革で、ばさっと言ってますので、トータルね。</p>
会長	<p>だから、補助金等の改革。</p>
委員	<p>改革にしましょうか、</p>
委員	<p>ちょっと自信ないんですけど。</p> <p>適性化、補助金に関して使うとしても誤解を与えると思う。通常、適性化というのは、低いのを上げるとかいうような意味含んでいる。補助金の場合の適性化というのは、不正な使い方許さないという誤解を与えやすい。</p>
委員	<p>適正も適切も同じような感じ。</p>
委員	<p>今までインチキかと。</p>
委員	<p>不適切なことがありましたのでって、国会答弁でもしたら違法すれすれのことがあったんじゃないかと。</p>
委員	<p>クリントン前大統領がちゃんとそれで謝りましたからね。あのややこしい事件について堂々と謝った。</p>
会長	<p>もう補助金等の改革でいいんじゃないですか。</p> <p>補助金等適正化法というのが、ちゃんと法律であって、そのところビシバシ言われているわけやから、あの言葉そのまま使うのまずいかもしれんね。</p> <p>そしたら、今まで不正があったんかと言われたら、ちょっと喉つまりますよね。</p> <p>補助金等の改革。</p>

<p>委員 会長 委員 会長 委員 会長</p>	<p>もう、タイトルとの整合性によったら、普通は改革を使うのが一番いい。改革でいいですね。リフォームやから。タイトルもよう考えたら、改革なので。英語でいうたらリフォームやもんね。まさにリフォーム。リフォームの方が何かあれですね。何かおとなしい感じする。服の仕立て直し。それでは、次の方がいかがでしょう。</p>
<p>委員</p>	<p>3ページ目、4番の補助金改革の3行目で、逡減という定義って難しいんですけど、「補助金総額は逡減しており」と、逡減って。経済学ではよく逡減って出てくるんですけど、ふえ方が鈍るのが逡減なんで、減っているんで、表現誤解を与えるかもわからない。逡減の辞書に載ったこと確認されて。私、経済学やっていると、ふえ方が鈍っているというので、減ってるとは読めないんで、ちょっと確認してください。それから、これは答申とは関係ないです。いつもデータ見て思うのは、やっぱり予算と決算のずれがあって、補助金はやっぱりどうも決算の方が少ないようですね。毎年そういうことが起こっているんだらうとは思いますが、何か使い残しが出る理由がちょっとここでは質問しませんが。それから、内容に関わる場所は、7ページ目以降で7ページ目、下の方には、公益性が1番ってあるんですが、公益性は、ほかの2、3、4と並列できないのでは。要するに、公益性があって、その中に公平性があると理解、ちょっとしていたん。したがって、あまり並列って。前の配られたものから言っても、公益性が全体をくくってあって、その中に公平性とか効果性とか公共性ってありますので、ちょっと気になったところなんですけど。それから、これミスだと思うんですけど、8ページ目で、4番の公共性の2番というのは、多分効果性のところに入るんですよ。前回考えたときは、効果性のところという、交際費使ったらいかんとかいうの、入っていたと思いますので。入れる場所間違えられただけじゃないかと思うんですが。</p>
<p>会長</p>	<p>公共性の2) 交際費以下は、効果性の方であるべきじゃないかということですか。</p>
<p>委員</p>	<p>ええ。前回配られた資料の中には、効果性のところに交際費、慶弔費は補助対象にならないと入ってますので。公共性じゃなくて、こういうことに使うと効果ないよという。多分、入れる箇所間違えられたのであると思います。</p>
<p>会長</p>	<p>もう一遍おっしゃっていただきたいのは、公益性の扱いはどうしましょう。どうしたらいいんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>どう書いたらいいかと、ちょっとわからないところがある。ほかの公平性というよりも、格が一つ上のような気がするんですけどね。だから、1番に書くのはもっともですが、じゃ、ほかの並列の関係あるかという、そうでもない。解決策がないので、すみません。</p>
<p>会長</p>	<p>これについては、ちょっと後ほど議論しましょうか。委員がおっしゃっているように、公益性が一番ベースにあって、その上での</p>

	<p>絞り込み条件なのではないかということ。そのとおりだと思いますね。だから、皆、公益性ありますと。そやかて、効果性が高い、こっち低い、優先順位はこっちいきますとかね。だから、効果性は、何とかな、プラス条件。下の方の公共性というのは、どっちか言ったら、限定条件もしくは排除条件、あるいは、保留付条件とか、そういうオプションみたいな感じやね。ここで言うてるように、公共性という、何かオプションやな、これ。</p>
委員	<p>こういうの、先生、何とか的公共性って言いませんでした、政治学で。</p> <p>いや、ある意味当たり前、当たり前っていいですか、前提となる、どれに使って、どれに使えないかという基本的なルールのところなので、委員がおっしゃるように、全体にかかる部分でもあるんですよ。だから、こういうふうに使われると、公益性も侵害されるし、公平性も侵害されるし、効果性も侵害されるし、公共性も落とされるということなんです。なので、おっしゃるように、多分、レベルの違う話なんだと思うんですね。</p>
会長	<p>何ていうんですか、それこそ、この部分というのは、補助金の適正な、まさに適正な資質に関わる部分ですよ。それをどこに入れればいいか。</p> <p>ちょっと、これ先生、一遍、さくっとごらんになって、たたき直してもらえません。当事者の、頭の中熱くなってますので。クールに。言わんとすることは、大体皆さんの意見で精査されましたよね。</p>
委員	<p>ひょっとしたら、公益性かもしれませんね。</p>
会長	<p>公益性かもしれんね、これ。</p>
委員	<p>公の益にならないっていう意味では、今、お伺いしてて、公益性ということなのかなというふうに思えました。公の益を侵害すると。</p>
会長	<p>だから、公益性合致条件、公益性排除条件。そういうことかな。公益性というのは、パブリックベネフィットから、パブリックであることは公共性ですよ。公益性の中にまた公共性を入れているというのは、また広い概念で拾うとしているのかな。</p>
委員	<p>恐らく基本的な外形条件を公益性と呼んでいるんだと思うんですよ。物すごく広いうちでの外形的な条件。だから、ここにNPO法人の基準的に近いものが入っていて、これが前提条件ですと。その並びでいうならば、これが前提条件であって、こういうことに使わないということも前提条件である。</p> <p>逆に、例えば、効果性ということであれば、ひょっとしたら、そういった慰労的な研修だとか、懇親会とかというのは、ひょっとしたらそれはパフォーマンス上げるというふうに言うことができるかもしれない部分があるわけですよ。そうすると、その公共という意味でも、だれからだれに対する公共かというところでは、一番外形的な制限という意味で、一番当てはまり得るのは公益性かもしれないなど。今ちょっと思ってたところです。</p>
会長	<p>それか、もう全部外に出しちゃうと。交付・評価基準ではなくて、そもそもの資質の、まさに適正な支出を行う。ここから出してしまうというのがあるかもしれない。</p>
委員	<p>その概念、別にしてやってもらえません。</p> <p>はい、わかりました。</p>

会長 委員 会長	Plan Do Check Actionとの整合性も含めて。 はい。 判定基準の方では、あれが出てないんです。透明性というのがないんですね。透明性、だから、Plan Do Check Actionで出てくるというのでいいのか。
委員 会長	はい。 ちょっと先生に宿題押しつけました。 これも委員さんおっしゃったことかな。「100%補助する必要があるものは、市が直接事業化できないかを検討すること」というのがようわからん。それからもう一つ、9ページの公平性の「5年とする。」「補助金支出の継続期間を5年とする。ただし、事業の目的と効果を検証した結果、必要とする場合は、さらにその期間を延長させることができるものとする」というのは、短縮することもあり得るのではないか。この継続期間5年というのは、現在の補助金の話ですよ。現在の補助金の継続期間は、原則5年を限度とするというふうにするのか。これ以内に見直しをかける、または、いわゆる外部評価の対象とするかどうかについて、検討するということでしょうな。確か。そういう文章にちょっとかえられません。ということになると、委員がおっしゃっているように、この5年を超えてはもう権利は延長しませんよと。5年以内にもう一度、外部評価にさらすか、継続するか、また再検証しますよという。内部に責任を渡しているわけですね。外部評価、もう一遍やってくださいよと。そういうことですよ、確か。
委員	5年以内に。この書き方やったら、5年は保障しますよと。5年間は触りませんと。5年以内をめどとするか。 それでね、補助金は5年以内をめどとすると。ただ、答申やからええと思うんですけど、ここに統合型補助金への移行とか、そういうのは、期限を当委員会としては知らさなくてもいいんですかね。最終的に市長さんのご判断になってくると思いますけど。
会長 委員	はい。そうですね。 これだけ大きなこと言っておきながら、当委員会としては、おおむね5年を。何か、これできないものがあると思うんですけども、何か言いつばなし。補助金だけ5年って出ておるんですけども、ほかの統合型補助金への移行とかいろいろ出てますよね、国の評価とか。そういうものを、じゃ、いつ、私たちは期待するのかということが全然抜けているような感じ。あんまり事務局に苦勞をかけるわけにもいかないんで、そこは、抽象的な表現になるかもわからないですけど、何かどっかで、特に第2次といった限りは。
会長 委員 会長	統合型補助金への移行については。 これはいつなんですか。 実行可能な団体から逐次着手すると、書き込んだらええんとちゃいます。 地元と協議をされたり、地元の団体の同意というか、コンセンサスが得られたものから順次着手することが望ましいとか。
委員 会長	公募型補助金は、21年なんですか。条例、ではないんですか。 参画協働条例がまだ示されてないので。市民参加条例制定後やから、その方

<p>委員</p>	<p>のスケジュールがまだ出てないでしょ。</p> <p>市民参加条例先行型で一部やっていくことは可能だと思うんですけどね。そちらの方から。条例というのは、やっぱり大きなものが出てきます。まず、5年間で45億円の効果を見込んでいるわけですね。行財政推進計画で。だから、先導的に、難しいかな。</p>
<p>会長 委員 会長 委員 会長 委員 会長</p>	<p>いつまでにするんやと言われたらわからないでしょ。</p> <p>それは、フリーハンドを与えているわけですね。こちらは向こうに。</p> <p>当委員会としては、好きなようにしてくださいということですか。</p> <p>それは、諮問の範囲を超えているように思いますという姿勢ですわな。</p> <p>ああ、そうですか。わかりました。</p> <p>そこまで言うてえんかいという。ちょっと遠慮しますわという。</p> <p>おわりにのへんのどこかに、当委員会としての早急なる。</p> <p>だから、それについては、市長の強いリーダーシップのもとで展開されることを希望するということとめてるんですが、今おっしゃったのあれですね、公募型補助金については、地元合意等の条件成熟したところから順次着手することは望ましいと言い切っていんちゃいます。トータル的にやってもうたらええやないかと。</p>
<p>委員</p>	<p>何でこだわるかと言いますとね、僕県職員としておりまして、川西市民として、川西が非常に存在感の低い町なんですよ。宝塚とか伊丹とか遠くに行っても通用するんです。川西の一番存在感を出すとしたら、やっぱりコミュニティだと思うんですね。コミュニティの条例化に向けての、今、取り組んでいくものが、川西市の存在感を出す、大きなテーマだと思うんです。そういう意味で、この答申の中で、それを出したら、まさに川西の顔になるんじゃないかと思うんです。ずっと、おまえ川西市民として、川西市民存在感少ない町やなど、県庁で言われてきまして、伊丹には飛行場あるやないか、宝塚には、宝塚歌劇。西宮には甲子園球場があるじゃないかと。川西何や。伊丹の横かというたら、大阪の隣かって、非常に存在感が、個人的に非常に薄いような思いを持っておりまして、何かここで、新聞記事にもなるような、別にできんことは言うたらいかんですけど、何か、夢を。ほかの市にできない新しいコミュニティ型の助成をスタートしたいという思いでございます。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>いえいえ、わかります。</p> <p>存在感の薄い川西から存在感を出そうという思いでございます。</p> <p>だから、統合型補助金については、今言ったような行政内部の検討にちょっとゆだねて、その書き方のトーンはお任せしますが、実現可能な条件成熟したところから順次着手することは望ましいぐらい言うて、別に差し支えないんちゃいます。</p> <p>頑張るところは得するという制度でいったらいいんと思いますわ。何でもかんでも、公平、平等というのは間違ってる。頑張りゃ、頑張るほどやりやすくなるという仕組みをつくったらええと思うんですね。</p> <p>それと、県民交流広場事業との関係も出てくるでしょ、県の。もう既に動いているんちゃいます。県民交流広場事業は。あと4年やったかな。3年やった</p>

	<p>かな、期限。</p> <p>あと3年あるんでしょうか。</p> <p>おとしぐらいから始まって、5年限度やったでしょ。1,300万円やったです。</p>
委員 会長	<p>あれ消費課税やからあと3年じゃないですかね。</p> <p>あと3年ぐらいでしょ。</p> <p>あれも校区単位でまとまりが出ているところは優先されるはずやから、このような校区単位ベースでまとまりをとれたところが県民交流広場事業の採択順位は上がると思うんですね。そういう意味では、インセンティブ働くんちゃうやろうか。全然関係ないですか。</p>
事務局 会長	<p>あまり関係ないかと思います。</p> <p>ああ、そう。この間朝来市で約13の小学校区の住民自治協議会できた、県民交流広場事業、そのうち八つが採択される見通しですって答え聞いたけど。</p>
事務局	<p>基盤が結構、ゼロベースのところについては、それに向けての条件整備ということで、かなりインセンティブが働きますが、我々のように中途半端にコミュニティという形で取り組んでいたところが、その補助をとりに行くのと、少し状況が違う。</p>
会長 事務局 会長 事務局 会長	<p>ああ、そう。あれ、一応、小学校区。</p> <p>一つの使途という形の受け止めが我が市では多いのかなと。</p> <p>小学校区ベースでしょ、あれ。</p> <p>そうです。</p> <p>はい、わかりました。それは無視していきましょう。</p> <p>だから、できるところからやるということは望ましいぐらい入れておいたらいいん違いますか。</p>
委員	<p>それでは、全体的な洗い直しを一旦ちょっとおきまして。</p> <p>すいません、よろしいでしょうか。</p> <p>人のご発言のところでいろいろ発言しておいてあれですが。私もちょっと何点か気になるところがありまして、一つは、4番のところの全体のトーンのところかというと、市が言うべきことと団体の自主性に任せることが、ちょっとごちゃっとしているかなという印象は。</p>
会長 委員	<p>どこ。</p> <p>全体の4番の、特に(1)の印象にして、団体の融合に対しても障害が少ないとか、融合する主体がまるで行政なのかなというような懸念を持たせるような表現とかが幾つかあって、ちょっとそれは、頑張られている団体さんからすると、こんなこと言われる筋合いじゃないと思われる方もあるんじゃないかなと思いました。</p> <p>市が言うべきことと、団体さんの自主性に任せようというふうに、ここでも話が出たこととか、ちょっとごっちゃになっているのと、あと、市の側にとっても、こういう制度改変が必要なんだよということについては、少し書き方が薄いかなというふうに思いました。10ページ、11ページで出てくるんですが、多少出てくるんですけども、補助金の改革に向けてのところで、アンケート</p>

ートの中で出てきた市民からのご意見みたいなものを、もう少し反映させてもいいのではないかと思います。

それで、私は、来る途中で、文章に書き加えてしまったんですが、ちょっと変更箇所をいちいちいうと長くなってしまうので、少し、そのトーンだけ、先ほどのように細かくではなくて、トーンだけざっと流してしまいたいと思うんですが。

まず、その4番の(1)の2段落目の、「この中には」のところから始まる場所ですが、「これらの複数の課から支出されている」となっている場所ですが、「複数の課から支出されており」これ、この後ファイルでお渡しいたしますので、こういうことを言っているんだと思っていただければ結構なんですが、「複数の課から支出されている」でとまっているんですが、それは、例えば市民に対してもいろいろな障害になっているということがアンケートでもありましたように、それを書いた方がいいと思います。例えば、「複数の課から支出されており、支出や運用などの基準の差、類似手続や書類の複雑さなど、市民にとっても使いにくいものになっていることが想定される」というような表現があった方がいいんじゃないかと。

その次の段落なんですが、「こうした類似する団体については」から始まる場所ですが、「類似した事業を実施する団体についても、融合すべきである」というふうにしてしまう、ここは、すみません、かわっているんですね、もう。そこが気になったものですから。私なりには、融合という言い方を避けて、「類似した事業を実施している団体についても合同する（一体となること）により補助金の効果的な利用、事務処理の軽減を図ることができる団体については、市としても当然それに対応すべきである」というふうに自主性そのものは団体さんにあるんだという立場の書きぶりにした方がいいんじゃないかと思いました。

「特に」から始まる段落なんですけれども、後半部分、「補助金の統合だけでなく」以降なんですけれども、「障害が少ないと考えられる」ということではなくて、「合同（あるいは一体化）に意欲ある回答を見ることができると。確かにこれはありましたし、障害が少ないという言い方ですと、やっぱり市が融合させたくて、その障害が少ないというふうな書きぶりに思われる部分が多いと思います。

それから、制度設計、一律に制度設計をかけるべきではないというのは、そのとおりなんですけど、制度設計として言ってしまうと、やっぱりそれは、行政が絵を描くのかということになりがちですので、例えば、1段落、1行目の一番最後、「しかしながら」から始まる行の一番最後、「市は」を「市が」していただき、「一律の制度設計」ではなく、「一律の制度運用を行うのではなく、もとより団体の自主性を第一の基礎とし、各地域の特性を考慮した柔軟な対応をし、一体化を望む団体には、それを支援し、一体化による書類手続等の簡素化等に対応する必要がある」というふうなイメージでした方がどうかと思います。

どうしてかと言うと、それは、市の側が制度改変に対応してっていうふうに

	<p>言いつつ、一体化しなさいとは言わないけど、やったらこういう便利なことがあるんですよということをメッセージとして渡しておく必要がありました。</p> <p>その後で、その後の「その際には」以降のところなんですけれども、ここで市もこういうことをかえなくてはいけない、市側も出し方かえなきゃいけないということを書いた方が、ここでされた議論にも適合するのではないかと思います。</p> <p>例えば、2行目「その際には」から始まる段落の2行目、「支援について」の次に、「現在の輻輳する補助金の目的に関わる市の政策的立場を整理し、明確に示すこと」それから「市側も手続工程を見直すことで、提出書類、事務手続上簡略化すること。これらを通じて、地域に資する補助金制度改革となるべく」を入れていただきまして、「地域の理解を得ながら柔軟に対応していくことが望ましい」と。移行そのものについては、それぞれの団体さんのご事情を理解するということでもありますので、あくまでも、基本的には団体さんの認識によると。ただし、一体化することで、いろいろな便利なことがあるんだよということをきちんと説明していくということだと思います。</p> <p>というのが、このブロックの部分で、すいません、もう2点だけ、ちょっとありますので。</p>
会長	<p>その後で、皆にコピーして渡してあげてくれる。</p> <p>どうぞ、読んでください。次。</p>
委員	<p>もうあと、7ページのところの公益性のところなんですけど、特定非営利団体促進法第2条別表を基準とすることになっているんですけど、基準としてしまうと、ちょっと強いかないかと思いましたが、準用にさせていただいた方がいいのではないかと思います。</p> <p>法人格にこだわらないと書いていただいたことはよかったですと思います。</p> <p>最後に、9ページのところの公益性のところ、100%補助する必要があるもの、先ほどの2)なんですけれども、これは、直接事業化なのか委託化なのか、どちらなのかなというふうに、ちょっと迷いがありました。直接事業もあり得ると思いますし、補助金という形ではなく、委託という形で出すというやり方もあるということなのかなと思いました。</p> <p>もう一点は、ここに事業ごとに交付規則や要綱で定めることは、それは必要だとは思いますが、その要綱がばらばらになりすぎますと、使う側に非常に不利益に働くことがありますので、ここは、できればその要綱が、ただし、その要綱が補助金を受ける側にとって、細分化しすぎないことというようなことがどこかに入るといいのではないかなと思いました。</p>
会長	<p>大変長くなりましたが、以上です。</p> <p>今、おっしゃってくださったところ、後ほど事務局に、赤ペン先生みたいに赤線入りで。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>以上で、一応、各委員ご指摘の部分は、全部ひと渡りなめ終わったと理解してよろしいですか。</p> <p>それでは、ちょっと私の方から、個人的に。</p>

もうほとんど皆さんおっしゃってくださったので、大したことはないんですが、先ほどちょっと事務局さんとも一緒に第1ページ目読んで、あれっとなんか気になったのは、財政状況と行財政改革推進計画の書き方が、税収と基金の減少だけにとどまって書いてあるんですけど、実際は、地方交付税交付金だとか、各種の一般財源の減少幅がもっと激しいんですよ。だから、税金が減りましただけじゃないぞと。そういうトータルの収入源は、こんな軽いものじゃないので、危機はもっと迫っているわけですね。それは、だから、歳入全体の話にした方がいいんじゃないかということ、双方一致しました。

ですので、ここは、ちょっと税金と基金残高だけじゃなくて、いわゆる一般財源収入全般の激しい落ち込みということで書き直していただくか、書き加えていただくか、お願いしたいと思います。

それから、3ページの逓減は、私も同じように、逓減というたら、減少幅が減ってきているということやでと。だんだんと減り幅が小さくなってきているということになるから、これは、単に減少でええんちゃうかなと。逓増といたら、少しずつふえていくという意味ですよ。逓減といたら、減り方がだんだん減ってくるわけやから、減少幅が小さくなっていくような。これは、確かに先生おっしゃったとおりで、あれっと思いました。

それから、補助金の推移のD区分の表なんですけど、平成18年まで決算できてますやんか。これ、出るのは、多分10月ですよ。そうすると、10月は決算認定を出す議案が固まっています、大丈夫でしょう。決算見込で出したらどうですか。19年決算見込で。その方が、先ほどどなたかおっしゃっておられたように、予算に対する決算減少幅が、結構大きいというのが、正確に出てくると思うんですね。

その2点だったですよ。

それだけをちょっと直していただけたらと思います。

私からはそれだけです。

と言いながら、きょうは改めて、3人寄ればどころか、6人おったらダブル文殊か。えらいことですわ。ぎょうさん出てきましたね、確かに。

これも一度直していただいて、次回に、最終チェックをしてOKしましょうか。

とりわけ、きょうのご意見の中でも委員のご意見が非常に量も多かったし、適切な箇所をいろいろ支えてくださいましたので、書いてくださっているメモを帰るまでにコピーしていただいて渡しておくということでよろしいね。

委員のご指摘箇所が文章的にも結構量があったし、非常によい示唆に富んだ内容でしたから、それ皆承認しますので、それコピーしてもうて、もう異議ないと思います。それで書きかえてもらえます。

それから、もう一点、いろいろな基準がありましたやんか、選定基準とか、判定基準とか、それからPlan Do運用方針、ここの書き方とか、概念についても委員のご提起に一たん従いたいと思います。

ですので、その辺のご指示を仰いでもらえますか。公共性と公益性の概念については、確かにおっしゃっているとおりかもしれませんね。

	<p>私も、これ始まる前に、どっちかなって悩んでましたもんね。皆で相談したとき。公益性の中に入ってるのちやうのという話してましたもんね。その辺のグルーピングもちょっとやってもらえます。</p>
委員	はい。
委員	公益性なんでしょうね。よく考えたら。
会長	もしくは、パブリックインタレストって。
委員	パブリックインタレスト。
	<p>言い方は。言って、もう少し広いかなと。ベネフィットだと、プラスになるという考えですが、インタレストだと、もう少し侵害しないことという感じですかね。そういう意味で言うと、そのパブリックインタレストと公共の関心であり、総量を害しないということが先にあって、その上に、共有できる価値であるとか、平等であることとか、そういう価値的なものが乗ってくるというイメージで考えた方がいいのかもしれない。</p>
会長	<p>そうですね。パブリックベネフィットよりパブリックインタレストで考えた方がいいね。そうですね。</p>
	やっぱり政治学の先生がおらんとあかんわ。この話は。
委員	いやいや。
会長	<p>それでは、大体、宿題の引受け手も決まりましたし、作業を押しつけるという役も終わりました。私としては、非常に肩の荷が下りたところですが、事務局は、あまりうれしそうな顔してません。まだ仕事が残っておるといって顔してます。</p>
	<p>ほか何か、追加でご意見、ご質問、ご要望等ございますでしょうか。</p>
	この後ろの方の審議経過の書き方なんかは、これでいいですね。
	<p>次回は、答申そのものを確定させるということでもいいですね。答申提出まで入ってましたっけ。</p>
事務局	最後の答申。
会長	<p>答申。市長に出すというのも入ってます。</p>
	<p>ということは、6日はもう微調節もしあったら、その場で書きかえないとあかんわけですね。ちょっともう一遍書き直してくれるかえというようなあほなこと言うたら、怒られるわけですね。1ページから全部やり直しなんて言うたら。</p>
委員	ああ、もう市長さんに渡すんやね。
会長	6日に提出ですね。
事務局	<p>ただいま、答申の関係なんですけども、前回に別の審議会であったんですけども、次回に再度ご議論いただいて、完全な状態につくり上げて、答申だけをその場でというような方法をとるか、別の日に会長だけお越していただくか、いずれかの方法で。</p>
会長	<p>ということは、6日は作業しましょうと。答申出すのは別の日にしましょうということですか。</p>
事務局	その方法もあります。
会長	でもいいけども、6時半からまたですよ。その場で答申固まったっていう

	<p>て、即市長に渡せるという段取りであったとしても、市長はいてはるわけですか。市長さんにその日答申出るのやから、あんた9時、10時まで待ってなあきませんでと言ってるわけ。禁足令出てるわけ。</p>
<p>事務局 会長 委員 会長</p>	<p>8時ごろをめぐりにということ。 ほんま。ということです。 その日待機してるわけ。えらいやる気やな。 じゃ、もう6日は渡せるというぐらいにしましょうよ。</p>
	<p>ということは、それまでの間に、もう一度、すいませんけど、また負担かけますけど、特にさっきの基準のところ見ていただいて、6日以前に、今回のようにもう一度、これ皆さんのお手元に配っていただいて、まだ修正箇所もうないやろうなという状態にして、当日もしあるとしても、微調節ぐらにとどめられるところまでこぎ着けて、当日出せるものなら出しましょう。</p> <p>というのは、新年度予算編成にもちょっと反映せないかんこともあるでしょうから、10月6日には出さないと、これ間に合わないですよ。なので、タイムリミットです。</p>
<p>委員</p>	<p>会長、私、6日休まさせていただくことになっておりまして、よろしく願いします。</p>
<p>会長 委員 会長 委員 会長</p>	<p>それは構いませんけど、それまでに、ちゃんと宿題を。 はい。 言いつばなしで恐縮です。 先ほどの入れる場所と、要望の住み分けですね。 公益、公共性、あれのちょっと交通整理。それから、Plan Do Check Action 透明性、あれでええかという。ええんやったら、ええで。</p>
<p>委員</p>	<p>使われ方が、かなりさまざまになってきているので、この答申の中ではというスタンスでよろしいですか。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>はい、いいです。 それでさせていただきます。 一般的じゃなくて、この答申の中ではこういう使い方しますみたいな。</p>
	<p>ということで、やっとこ前の曙が見えてきました。 では、もうそういうことでよろしゅうございますか。 実は、きょう、あんなにたくさん大切なしかもああそうかと思うような、僕もはっと驚くような指摘をいただくとは思っていませんでした。かなり僕も官僚化してきて、頭がぼけてきたなと反省しますけど、一つは、行政の職員さんの何とも言えない、すごいすさまじいご努力というのが頭にありましたので、どっちかという、事務局よりになってたなと反省しておりますが、その辺はご容赦いただきますようお願いします。 それとともに、これだけややこしい議論をよく頑張っついてくださっているとしますので、事務局さんももうひと頑張りお願いします。 はい、どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。 事務局さん、えらいすみませんが、よろしく願いします。</p>